習志野市産業振興計画（案）

令和８（2026）年度～令和 15（2033）年度

令和７年 10 月版
習志野市

習志野市産業振興計画目次

はじめに

第１章　計画の策定にあたって・・7
　第１節　位置付け・・・7
　第２節　計画期間・・・7

第２章　現状と課題・・8
　第１節　背景・・・8
　（1）市内産業の歩み・・8
　（2）これまでの取り組み・・・9
　（3）前計画の評価・・・9

　第２節　社会・経済環境・・・10
　（1）人口・・10
　（2）財政・・10
　（3）経済・産業情勢・・・11
　（4）労働環境・・・14
　（5）都市環境・・・15

　第３節　産業部門ごとの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　（1）商業・サービス業・・16
　（2）工業・・19
　（3）農業・・20
　（4）観光・・21

第３章　目指す姿・・22
　第１節 総合目標と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　第２節 施策体系一覧・・23

第４章　各基本方針の主な取り組みと具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　第１節 安定した経営環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　第２節 商工業の振興・・26
　第３節 創業しやすい環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
　第４節 働きやすい環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　第５節 観光の振興・・・29
　第６節 都市農業の振興・・31

第 5 章　取り組みの推進・・33
　第 1 節　連携・協働・・・33
　第 2 節　進捗管理・評価（PDCAサイクル）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
　第 3 節　産業振興審議会の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第 6 章　資料編
　指標一覧・・35
　習志野市産業振興基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　習志野市産業振興審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　習志野市産業振興審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　習志野市産業振興計画（案）について（答申）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

第1章 計画の策定にあたって

第1節 位置付け

本計画は、基本構想に掲げる「将来都市像」（目指すべき姿）を実現するために定めた基本計画における個別計画として位置付けるものであり、産業振興基本条例（平成 17（2005）年 4 月施行）に示された「目指す方向」に基づき、同条例に規定する「基本的な施策」を具体化し、確実に推進していくためのツールとして策定するものです。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、習志野市総合計画における前期基本計画の計画期間と合わせ、令和 8（2026）年度～令和 15（2033）年度までの 8 年間とします。

計画の進捗管理として、前期第 1 次実施計画の期間に合わせ、令和 11（2029）年度頃を目途に中間評価を実施し、社会環境の変化等による国の方針や本市の総合計画（基本構想、基本計画）などに大きな変更が生じた場合等にあっては、必要に応じ、随時改定を行うこととします。

令 和 8 年度 （2026）	令 和 9 年度 （2027）	令 和 10 年度 （2028）	令 和 11 年度 （2029）	令 和 12 年度 （2030）	令 和 13 年度 （2031）	令 和 14 年度 （2032）	令 和 15 年度 （2033）
習志野市基本構想 （令和 8 年度～令和 23 年度）							
習志野市前期基本計画 （令和 8 年度～令和 15 年度）							
習志野市産業振興計画 （令和 8 年度～令和 15 年度）							

第２章 現状と課題

第１節 背景

（1）市内産業の歩み

本市の産業は、戦前から現代にかけて大きく変化をしてきました。

戦前は、穀物類やイモ類を主な産物とした農業と、海苔やアサリ・カキ等の養殖など、半農半漁のまちとして栄え、明治～大正初期には、初代津田沼村長の伊藤彌一氏が私財を投じて塩田を開発するなど、製塩も行われていました。

明治 28（1895）年に津田沼駅（総武鉄道）が開業し、国鉄（現在の JR）総武線や京成本線・千葉線が開通するなど、駅を中心とした商業集積地（商店街）が形成され、特に大久保は「習志野騎兵連隊」を始めとする軍隊及び軍施設によって、軍郷として大きなにぎわいを見せていました。

大正 14（1925）年には、塩田の跡地に谷津遊園（当時は京成遊園地）が開設。昭和 9（1934）年に完成した谷津球場では、全日本チームとベーブ・ルースらを擁するアメリカ選抜チームの練習が行われ、翌年、プロ野球球団「大日本東京野球倶楽部」が発足。後に「東京巨人軍」と改称し、現在の読売ジャイアンツとなりました。谷津球場は巨人軍の練習場として使用され、取り壊された後、現在は「読売巨人軍発祥の地」として歴史を伝える石碑が建てられています。

このほかにも、国内初の宙返りコースターをはじめ、「東洋一」とも言われたバラ園や、楽天府、人気俳優・阪東妻三郎による阪妻関東撮影所など、昭和 57（1982）年に閉鎖されるまでの間、谷津遊園は関東有数の観光地として人気を博しました。

戦後になると、軍施設が廃止され、軍用地は千葉工業大学、日本大学、東邦大学、順天堂大学等の教育施設や、住宅用地として転用されました。

昭和 30 年代（1955 年～）からは野菜の生産が盛んになり、特に習志野産のにんじんが市場で高い評価を得たことにより、昭和 42（1967）年に国の指定産地となった一方、わが国の高度経済成長路線の中で、日立製作所や日立精機に代表される大手企業が内陸部に進出したことを契機に、産業を基盤とするまちへと歩みを踏み出しました。

この間、国の高度経済成長政策を受けて県が策定した「京葉工業地帯造成計画」により、二度にわたる公有水面の埋立てが行われ、本市はその面積を拡大するとともに、京葉道路、東関東自動車道、さらには JR 京葉線などの交通網と併せて、市内各地で住宅地の造成や公共施設の整備が進みました。

好立地を背景に、ベッドタウンとして人口が急増する中で、昭和 50 年代（1975 年～）には JR 津田沼駅周辺には大型店の進出が相次ぎ、『津田沼戦争』と呼ばれる商業激戦地として知られるなど、商業都市としての一面を見せるようになりました。

他の地域では、これまでの産業集積を活かしつつ、地域商業を確立するため商店街の共同施設の整備が図られ、また、先の埋立て事業による湾岸道路以南の地域においては、住工混在を解消し、操業環境の確保と高度化を目指した工場移転が進められるなど、本市の産業構造は大きく変化することとなりました。

JR津田沼駅・新津田沼駅を中心とする商業集積地では、大型店や多様な店舗が出

店し、本市の表玄関としてにぎわいと魅力を創出しており、また市内の各駅周辺では市民生活を支える地域密着型の商店街が形成されています。

東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部の工業地では、安定した操業がなされていますが、一部では既存工場の撤退や廃業等に伴う商業施設や住宅地への転換が見られます。茜浜・芝園地区といった臨海部の工業地では、盛衰による入れ替えはあるものの、安定した企業立地となっており、平成 25（2013）年の東関東自動車道谷津船橋インターチェンジの開通以降、より一層広域的な交通利便性の向上が図られたことによって、特に物流拠点としての立地のポテンシャルが高まっています。

農業については、「春夏にんじん」と「秋冬ねぎ」を主な品目とする輸送産地型の小品目大量生産という特徴がありますが、都市的土地利用の拡大による耕地面積の減少、農業従事者の高齢化と後継者不足等の理由で、生産量、販売額とも減少傾向にあります。

近年では、都市農業にふさわしい新たな品目として、ほうれん草、わさび菜など軽量野菜の栽培や、ハウス栽培によるキュウリ、トマト、イチゴなど、多品目の栽培にも力を入れています。

（2）これまでの取り組み

本市では、平成 17（2005）年に、産業振興に関する基本的な事項を定めた「産業振興基本条例」を施行し、目指すべき方向や市が取り組むべき基本的な施策を明確にした産業振興計画を策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

このたび令和 8（2026）年よりスタートする習志野市総合計画に合わせ、新たな産業振興計画を策定するものです。

（3）前計画の評価

令和 2（2020）年度～令和 7（2025）年度を計画期間とする前産業振興計画（以下「前計画」という。）に掲げた基本方針や「目指す将来像」の達成状況、各施策の取り組み状況について、庁内だけでなく、産業振興審議会、習志野商工会議所による確認・評価を行いました。

これらの作業によって明らかになった現状や課題は、各種社会指標とともに本計画の策定に反映させたうえで、実際の取り組みに活用していきます。

第２節 社会・経済環境

（1）人口

本市の総人口は、二度の埋立てによる市域拡大や住宅都市化が定着する中、一貫して増加の傾向をたどり、令和７（2025）年３月末現在で 17 万 5,009 人（住民基本台帳人口）となっています。

本市が令和６（2024）年３月 31 日現在の住民基本台帳人口（日本人住民と外国人住民の合計）を基準人口として、統計的な手法を用いて独自に推計した将来人口の推移を見ると、今後、総人口は令和 17（2035）年頃をピーク（17 万 8,591 人）に減少局面に移行し、令和 23（2041）年は 17 万 6,042 人でピーク時と比べて 2,549 人（1.4%）減少すると予測されています。

今後も少子超高齢社会の進展により、高齢者人口は一貫して増加し、併せて、生産年齢人口(15～64 歳)が占める割合が減少、将来の担い手となる年少人口がますます減少していくなど、人口構造が大きく変化していくことで、消費市場と経済循環の縮小、商業など都市機能の低下等を引き起こし、地域社会の活力が損なわれる事態につながるおそれがあります。

こうした状況を打開するため、大学生を中心とした若者の定住促進や子育て・介護等と仕事の両立支援を通じた共働き世帯の定住化や獲得、交流人口の増加などに向けた取り組みを強化していくことが求められます。

また、将来、日本人住民は減少傾向となる一方で、外国人住民については今後も緩やかに増加することが予測されるため、地域社会の活力の一翼を担う外国人住民の活躍を視野に入れることも必要となっています。

（2）財政

本市歳入の根幹となる市税収入を見ると、リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災に伴う減免措置などが要因となり、平成 24（2012）年度まで減少を続けましたが、その後回復に転じ、平成 29（2017）年度以降、現在に至るまで緩やかな増加傾向で推移しています。

また、10 年前と比較すると、個人市民税は所得の増加や転入による納税義務者数の増加により、固定資産税は新築家屋の新規課税等により着実に増加しているものの、法人市民税は主要法人の収益の影響による増減を繰り返して減少しています。

一方、歳出は、令和 2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助費等の大幅な増額がありました。人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、10 年前との比較では扶助費の増加が著しい状況です。経常収支比率は約 90～98%と高いレベルで推移していることから、本市の財政は硬直化が進み、新たな事業に取り組みづらい状況にあると言えます。

将来にわたる持続可能で安定的な行財政運営を目指すとともに、地域経済の活力の維持・増進を図り、歳入の増加を図る必要があります。

(3)経済・産業情勢

内閣府の「日本経済レポート 2024」によれば、わが国経済は、企業部門の堅調さが続き、家計部門も実質所得が増加に転じる中で、個人消費の持ち直しの動きが続くなど、緩やかな回復を続けているとされており、令和 2(2020)年 5 月を谷とする今回の景気回復局面は 4 年半を超え、2000 年代や 2010 年代の長期の回復局面に次ぐ長さとなっています。

総じてみれば、過去四半世紀にわたり賃金・物価ともに据え置きで動かない状況から変化し、賃金と物価の好循環が回り始め、デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいます。その背景には、令和4(2022)年春からの輸入価格上昇を契機として、政府が物価を上回る賃上げと価格転嫁に強力に取り組んできたことがあり、賃金については令和 6(2024)年の春季労使交渉では 33 年ぶりの高い賃上げが実現し、年齢別にも賃金上昇の広がりが確認できる一方で、中小企業の賃上げは遅れがみられるとされています。

また、家計部門については、食料品価格など身近な品目の価格上昇の影響が消費者マインドを下押しし、個人消費が力強い回復に至っていないとされています。

習志野市と習志野商工会議所では、令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度にかけて、市内の企業及び事業所、個人事業主(以下、事業者等という。)の計 1,600 件を対象に、業績の推移やビジネス課題等を把握するための経済動向調査を実施しました。

市内事業者等の四半期毎の業況判断は、調査対象の令和 4(2022)年1月以降、令和 5(2023)年 12 月にかけて緩やかに改善されてきたものの、令和 6(2024)年 1 月以降は物価高騰による原材料費・資材費・光熱水費の増加の影響を受け、総じて悪いとの結果となっており、依然として厳しい業況が続いています。

【業況判断 BSI】

業況判断 BSI			令和4(2022)年				令和5(2023)年				令和6(2024)年	
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
全体			▲ 37.8	▲ 29.3	▲ 33.0	▲ 29.2	▲ 24.3	▲ 23.6	▲ 22.1	▲ 20.0	▲ 21.6	▲ 24.3
規模別	5人以下		▲ 42.3	▲ 30.0	▲ 36.7	▲ 27.7	▲ 30.8	▲ 30.1	▲ 26.5	▲ 25.9	▲ 28.5	▲ 30.3
	6人～20人		▲ 30.2	▲ 32.6	▲ 32.9	▲ 32.9	▲ 14.4	▲ 14.3	▲ 18.7	▲ 9.1	▲ 7.7	▲ 9.8
	21人以上		▲ 1.7	▲ 22.4	▲ 20.6	▲ 10.0	▲ 12.6	▲ 12.7	▲ 8.7	▲ 14.1	▲ 17.2	▲ 23.9
業種別	製造業		▲ 10.5	▲ 21.0	▲ 25.8	▲ 33.4	▲ 4.8	▲ 9.8	▲ 26.3	▲ 7.8	▲ 7.9	▲ 42.1
	非製造業		▲ 33.5	▲ 30.3	▲ 32.6	▲ 24.6	▲ 25.0	▲ 23.9	▲ 20.9	▲ 20.3	▲ 22.3	▲ 22.3
		建設業	▲ 40.3	▲ 38.5	▲ 38.7	▲ 19.4	▲ 18.7	▲ 25.3	▲ 10.3	▲ 11.6	▲ 21.8	▲ 16.4
		運輸・通信業	▲ 50.0	▲ 50.0	▲ 38.5	▲ 30.8	▲ 5.3	10.5	▲ 36.4	0.0	0.0	9.1
		卸・小売業	▲ 30.8	▲ 32.3	▲ 28.6	▲ 25.9	▲ 35.3	▲ 36.9	▲ 29.2	▲ 29.5	▲ 31.9	▲ 37.5
		飲食・宿泊業	▲ 100.0	0.0	▲ 100.0	▲ 50.0	▲ 47.6	▲ 35.7	▲ 40.8	▲ 36.8	▲ 31.3	▲ 32.7
		サービス業	▲ 14.9	▲ 4.3	▲ 26.5	▲ 16.3	▲ 14.2	▲ 13.3	▲ 5.7	▲ 9.4	▲ 5.7	▲ 9.6
		その他非製造業	▲ 36.3	▲ 33.9	▲ 31.9	▲ 32.3	▲ 24.9	▲ 22.1	▲ 23.4	▲ 21.7	▲ 25.9	▲ 21.7
形態別	企業		▲ 30.6	▲ 29.2	▲ 32.0	▲ 25.5	▲ 18.9	▲ 20.2	▲ 15.9	▲ 13.9	▲ 14.2	▲ 23.4
	事業所		▲ 29.2	▲ 12.5	▲ 13.9	▲ 13.9	3.4	▲ 6.7	▲ 8.9	▲ 3.1	▲ 5.9	0.0
	個人事業主		▲ 48.6	▲ 31.2	▲ 37.6	▲ 36.4	▲ 35.4	▲ 30.7	▲ 32.7	▲ 31.0	▲ 34.2	▲ 29.3

※BSI(Business Survey Index)とは、調査時点における景気の「方向性」を示した景況判断指数であり、景気の転換点を先行して捉えることができる指数です。
例えば業況の場合は、数値がプラスであれば景気の見通しは上向きの局面、マイナスであれば景気の見通しは後退局面と判断している企業が多いということが分かります。

【業況判断 BSI グラフ① 形態別】

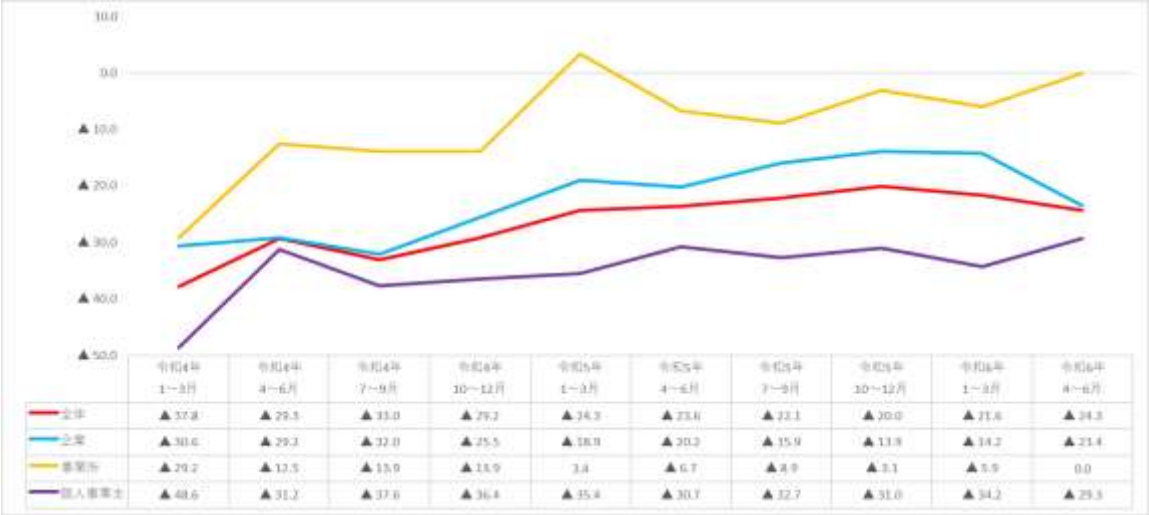

【業況判断 BSI グラフ② 規模別】

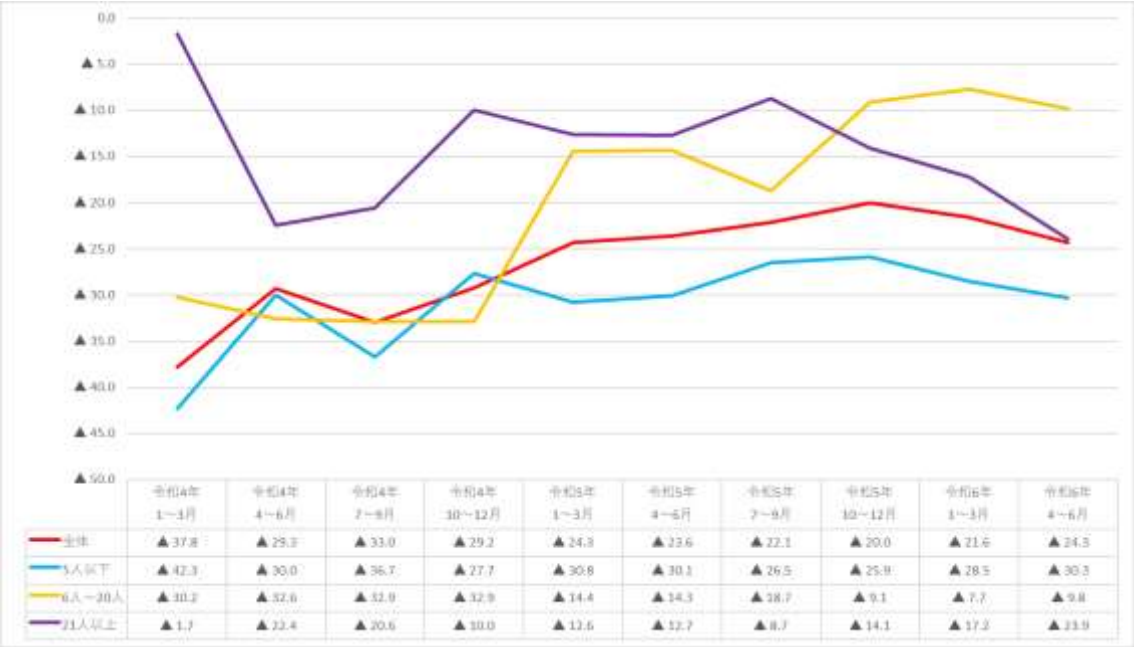

市内に本社を置く企業または事業所よりも個人事業主の業況判断が低くなっており、規模別で見ても従業員 5 人以下の事業者の業況判断が低くなっています。概ね規模が大きくなるほど厳しさが和らぐ傾向にありますが、従業員 21 人以上の事業者は令和 6（2024）年 1 月以降に大幅に厳しさを増している状況です。

その他、売上と経常損益につきましても、業況判断と同様に総じて悪いものとなっています。

【経営上の課題】

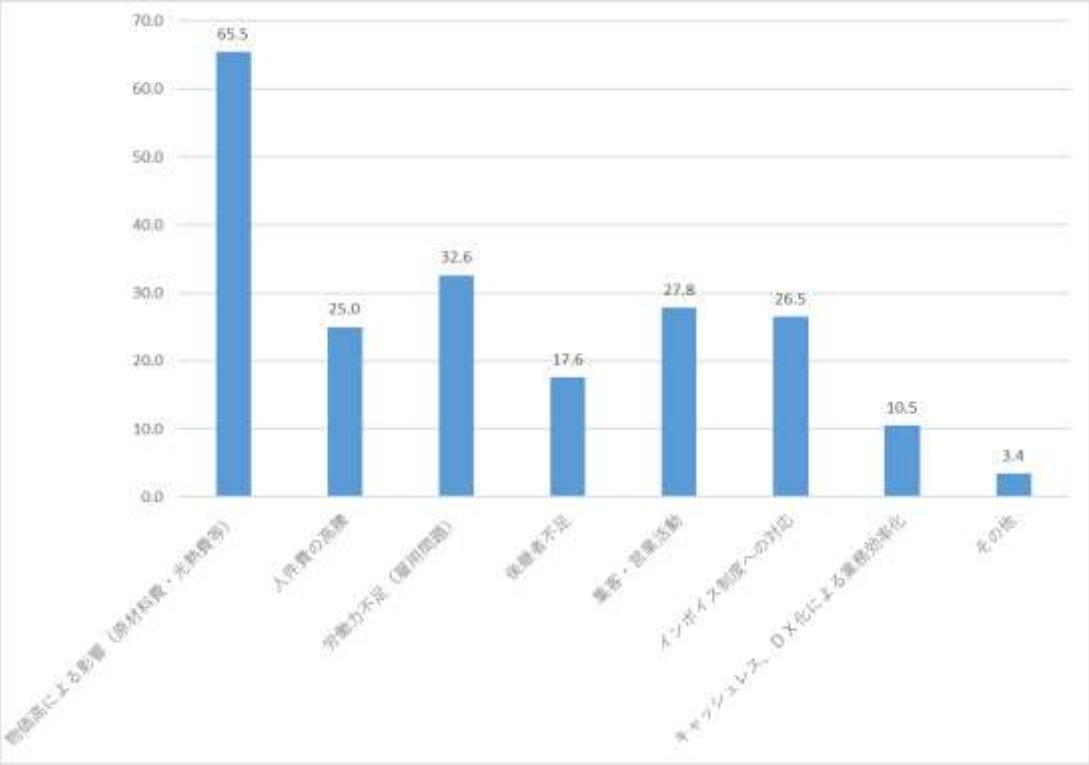

【物価高騰による影響】

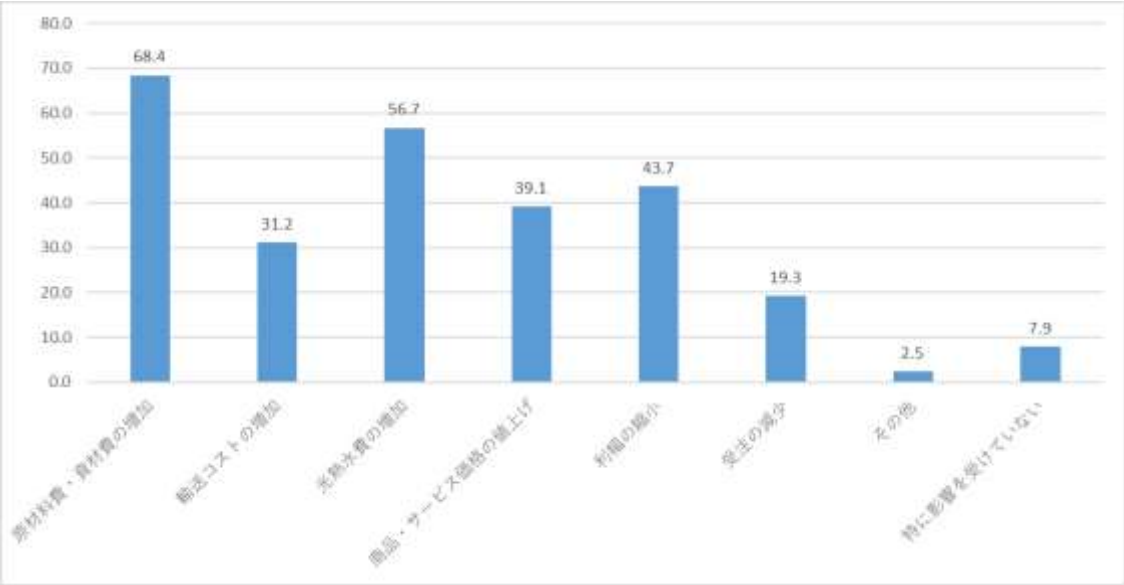

経営上の課題に関して、「物価高による影響（原材料費・光熱費等）」との回答が65.5%と最も高く、次いで「労働力不足（雇用問題）」が 32.6%、「集客・営業活動」が 27.8%となっています。

さらに、物価高騰による影響の内容につきましては、「原材料費・資材費の増加」が68.4%と最も高く、次いで「光熱水費の増加」が 56.7%、「利幅の縮小」が 43.7%となっています。

【販売価格への転嫁の状況】

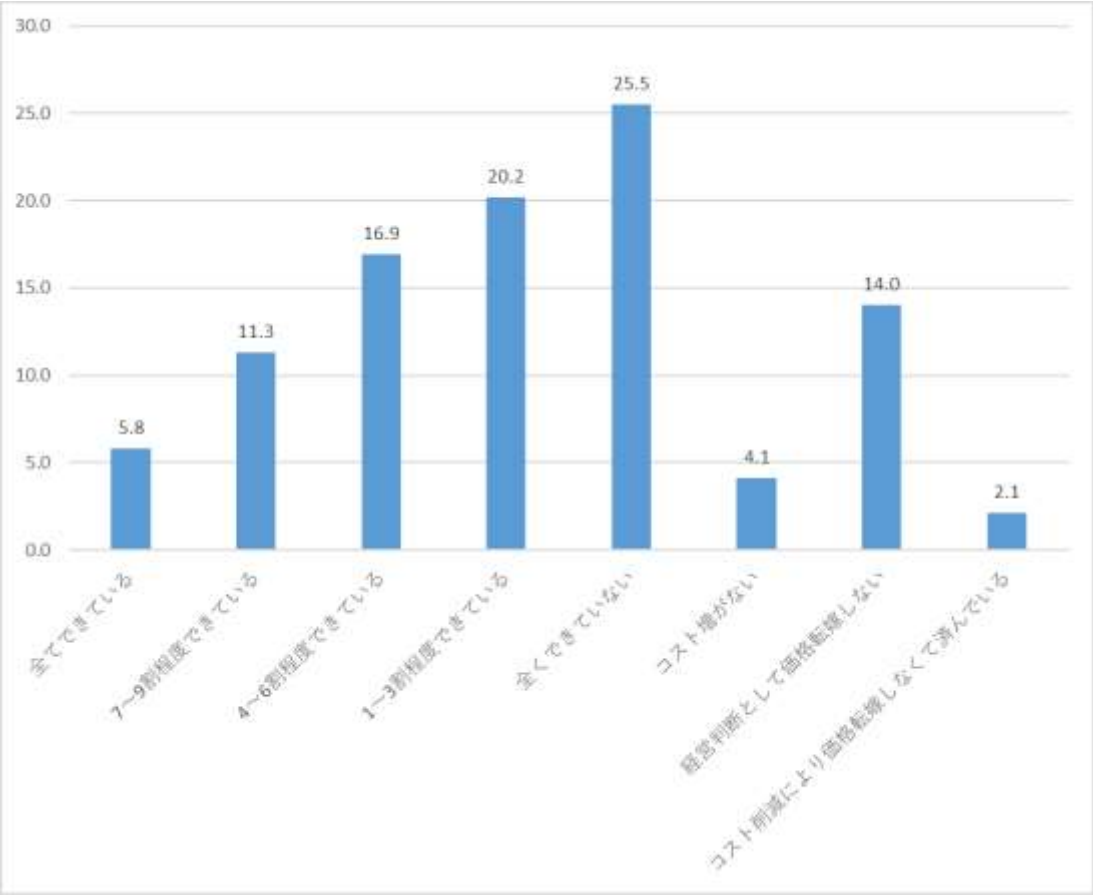

販売価格への転嫁の状況は、「全くできていない」が 25.5%で最も高く、次いで「1～3 割程度できている」が 20.2%、「4～6 割程度できている」が 16.9%となっています。

このことから、物価高騰の影響により仕入価格が上昇している一方で、事業者が販売価格に十分に転嫁できていない状況が見受けられ、市内経済の活性化のためには物価高騰への対応と販売価格への適切な転嫁が求められています。

（4）労働環境

令和 7（2025）年 7 月の内閣府による月例経済報告においては、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とされ、雇用情勢は「改善の動きがみられる」とされています。

一方で、令和 7（2025）年 6 月の千葉労働局による最近の雇用失業情勢では、「県内の雇用失業情勢は、緩やかに持ち直しているものの、動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」とされており、ハローワーク船橋管内（船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、白井市）の有効求人倍率は 0.76（千葉県全体の有効求人倍率 0.98）と低調な数値となっています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、賃上げの促進、人手不足への

対応などが示され、政府によるこれらの方針は、本市の中心的な存在である中小企業の労働環境に大きな影響を与えることが予想され、今後についても継続的な支援が必要となっています。

なお、賃上げの促進については、令和 7（2025）年度に千葉県の最低賃金が 1,076 円から 1,140 円に引き上げられ、前年の増加額である 50 円を上回る、過去最大の 64 円の増加となり、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現するための対応となっています。

また、働き方改革の一環として、平成 31（2019）年 4 月に労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、中小企業は令和 2（2020）年 4 月から適用されました。なお、業務の特性上、5年間の猶予がなされていた、工作物の建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師についても、令和 6（2024）年 4 月から適用が開始され、これにより、時間外労働の上限規制の適用は完了しました。

これらの労働環境の変化により、事業者及び労働者の労使双方においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められ、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を双方で話し合い、自主的な取り組みを評価し、促進する仕組みづくりがますます必要となっています。

こうしたことを踏まえ、国や県などの関係機関と連携しながら、事業者による労働環境改善の取り組みを支援するとともに、求職者並びに創業起業へのさらなる支援が必要となっています。

（5）都市環境

鉄道は 5 路線 7 駅が設置され、市内各地域の約 2 ㎞圏内に駅が存在し、鉄道のアクセスは大変優れています。

また、幹線道路は、京葉道路、東関東自動車道、国道 14 号、国道 357 号が市域を横断し、鉄道と同様に充実した交通網が形成されています。

また、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟のほか、藤崎森林公園、実籾本郷公園、香澄公園など、自然の豊かさを感じられる環境も整っています。

平成 25（2013）年 4 月には、奏の杜のまちびらきが行われ、農地が広がっていた JR 津田沼駅南口に新しいまちが誕生。子育て世代を中心に多くの人が集まり、新たな賑わいを見せています。

さらに、鷺沼地区においても、令和 5（2023）年度より土地区画整理事業が始まり、令和 10（2028）年度末のまちびらきを目指して、事業が進められています。

今後は、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組み、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅力や可能性を最大限に高めていきます。

第３節 産業部門ごとの状況

（１）商業・サービス業

＜現状＞

本市の商業は、消費者の生活スタイルの変化や生活行動圏の広がり、インターネット等を活用した新たな販売形態の拡大といった市場環境の変化に加え、近隣地区への大型商業施設の進出などにより、厳しい競争下に置かれています。

また、コロナ禍あるいはアフターコロナにおいて、キャッシュレス決済やインターネットを利用した販売・購入などの消費者ニーズが高まり、ICT の目まぐるしい変化や進歩への対応が求められていますが、その一方で対面での営業・サービスへの需要も高いことから、デジタル化と対面の双方のメリットを活かした取り組みが求められています。

これまでも、各商店街や個店、習志野市商店会連合会、習志野商工会議所及び市が連携し、地域の活性化や売り上げの向上に取り組んできましたが、世界的な物価高騰等の影響を直接的に受けていることから、これまで以上に、市域として一体的な対策に取り組み、商店街や個店、大型店等が共存・共栄を図ることが重要となっています。

＜課題＞

一つ目として、来街者の増加を促すことが挙げられます。

来街者の増加は売上の増加や地域の活性化に直結することから、回遊性の向上や商店同士の連携、大学や地域住民、市民活動団体等の参加による活力の創出など、各地域の特徴を活かしながら、誘客力の高い取り組みや、魅力的な商業集積を進めることが重要です。

二つ目として、時代に即した地域消費促進への取り組みや、商店街共同施設の老朽化対策が挙げられます。

地域消費の促進に結びつくよう、事業者ニーズの把握に努めながら、デジタル化・DXなど時代に即した取り組みが必要です。また、街路灯・防犯カメラといった商店街共同施設の維持管理は、賑わいを維持するために必要です。

三つ目として、中小企業の事業承継への対策が挙げられます。

人口減少・少子超高齢社会の進展は、地域経済においても大きな影響を及ぼすことから、特に若年層の労働力の減少によるあらゆる産業での人手不足や経営者の高齢化による中小企業の事業承継の課題に取り組む必要があります。

≪地区別の現状と課題≫

【拠点商店街：１ 地区】

１．JR 津田沼駅地区（南口：津田沼南口商店会、北口：津田沼一丁目商店会）

＜現状＞

JR 津田沼駅を中心とする当地区は、広域的な商業・業務・サービス等の都市拠点機能を担っており、本市の玄関として広域的な集客力を持つ商業施設や文化施設が集積しています。

＜課題＞
　JR 津田沼駅周辺については、同駅の南北を問わず、今後も本市の表玄関の顔にふさわしい魅力ある商店構成や商品内容をもった地域としての商業集積を図るとともに、周辺の大規模開発による都市形成・人口流入を地元購買量の拡大に繋げるべく、地域の店舗が一体となり、面的な広がりと魅力を持った地域づくりに向けた支援を行う必要があります。
　駅の南北間の回遊性は長年の課題であり、これにより一体的な取り組みが困難となっており、このことは南北がそれぞれ異なる発展を遂げてきた要因の一つと考えられます。
　駅周辺の大規模商業施設は、昭和 50 年代（1975 年～）に建てられたものが多く、一部ではリニューアルがなされてきています。
　JR津田沼駅南口地区の市街地再開発事業は、民間事業者より令和 7（2025）年 5 月に事業の延期（一時中断）が示されたため、本市としてはJR津田沼駅南口の灯りが消えたままとならないよう、早期再開を求めているところです。
　また、JR津田沼駅北口の各商業施設についても、リニューアルが予定されており、リニューアル後は駅前空間としての機能をさらに充実させることが求められます。
　このような再開発事業等が完了するまでの間、街の灯りを絶やさずに地域の賑わいを継続していくことが課題となります。

【地域商店街：5 地区】
1．JR 新習志野駅地区（新習志野駅前商店会）
＜現状＞
　JR 新習志野駅を中心とする当地区は、幕張新都心に隣接しており、計画的な土地利用誘導により、産業環境の維持・保全が図られています。
　他の地区に比べ、製造業の比率が高いことが特徴であるほか、駅前商業施設や宿泊施設、温浴施設を有する地区でもあります。
　また、隣接する他市地域においても同様に大型商業施設が進出しており、令和 5（2023）年春には幕張豊砂駅が開業するなど、道路、鉄道網を活かした広域での賑わいの創出がなされています。

＜課題＞
　JR新習志野駅周辺においては、現在の良好な住環境と産業環境を維持・保全しつつ、活性化に向けた土地利用の促進を図ることが必要です。
　近隣に広域的な集客力を持つ地区や商業施設が点在しており、地域間競争に負けないように、来街者の増加に向けた取り組み、土地利用の促進を図ることが喫緊の課題となっています。
　また、新たに周辺企業や大学等との連携を含めた、地域が一体となった活性化施策、魅力の創出に取り組む必要があります。

2. 京成谷津駅地区（南：谷津商店街協同組合、北：谷津サンプラザ商店会）
<現状>
　京成谷津駅を中心とする当地区は、JR 津田沼駅周辺の大型商業集積の影響を大きく受けやすい位置にありますが、商店街店舗の紹介や観光案内を掲載した独自のガイドマップ作成による地域の魅力の発信などに加えて、防犯カメラの設置による安全・安心な商店街づくりに取り組むなど、住宅地の商店街としての努力を精力的に行っています。
　また、当地区には谷津バラ園や谷津干潟など、市民の憩いの場であると同時に観光資源でもあるスポットがあります。

<課題>
　京成谷津駅周辺では、賑わいのある商業環境の整備を促進し、地域拠点としての魅力と利便性の向上を図ることが課題となっています。
　また、住宅地の商店街として住民のニーズに合わせた商店街機能の充実や、谷津バラ園や谷津干潟など近隣の観光資源を活用した活性化策がさらに求められます。

3. 京成津田沼駅地区（津田沼商店街協同組合、サンロード津田沼商店会、袖ケ浦ショッピングセンター）
<現状>
　当地区では、空き店舗や空き事務所が目立つものの、地域住民と事業者、市民活動団体が連携し、空き店舗を再利用してイベントを開催するなど、地域活性化に向けた様々な取り組みが行われています。

<課題>
　空き店舗や空き事務所の対策など、地域住民と事業者、市民活動団体などと連携したまちづくり、商店街の魅力創出が課題となっています。

4. 京成大久保駅地区（大久保商店街協同組合）
<現状>
　京成大久保駅を中心とする当地区では、大久保商店街が、防犯カメラの設置や街路灯の LED 化など、安全性や環境に配慮した商店街づくりに取り組んでいます。
　また、商店街の中に誰でも立ち寄れ、休憩できる「お休み処」を設置し、商店街の情報発信、地域住民の交流を図っています。
　当地区には、日本大学生産工学部や東邦大学、付属の中学校・高等学校など教育機関が集積している点も特徴です。

<課題>
　京成大久保駅周辺では、車両・歩行者動線の考慮を含め、地域住民や学生にとって、安全性・利便性の高い魅力ある商業空間を形成していくことが課題となっています。
　また、教育機関が集積していることの強みを活かし、活性化に繋げる取り組みが期待されます。

5. 京成実籾駅地区（実籾駅前商店会、実籾稲荷通り商店会、
実籾コミュニティロード商店会、実籾ほたる野商店会）
<現状>
京成実籾駅を中心とする当地区は、道路整備の進展や、大型住宅開発等に伴う人口増加により、新たな魅力を持った商業集積の構築の素地があります。
周辺には市立習志野高校や県立実籾高校、日本大学生産工学部実籾キャンパスなどが立地し、自然豊かな実籾本郷公園には、県指定有形文化財である旧鴇田家住宅があるなど、教育・自然・歴史など多様な要素がある地域です。
また、町会等との連携によるまつりなどのイベントの開催など、地域との繋がりが強い商店街と言えます。

<課題>
京成実籾駅地区は、生徒・学生等による安定的な利用が期待できる一方、学校関係者以外の利用者獲得を図る取り組みが重要となります。
それぞれの商店会が個性ある発展を目指すとともに、地域全体の魅力創出のため、共同事業の構築を検討する必要があります。

（2）工業
<現状>
本市の工業は、主に、戦前から続く市内中小工場や、戦後の企業誘致によって進出した大手企業、第 2 次埋立地への市内から移転進出した中小工場、市外からの進出企業により構成されています。
東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部の工業地では、安定した操業がなされていますが、一部では既存工場の撤退や廃業等に伴う商業施設や住宅地への転換が見られます。
茜浜・芝園地区といった臨海部の工業地では、盛衰による入れ替えはあるものの、安定した企業が立地しています。平成 25（2013）年の東関東自動車道谷津船橋インターチェンジの開通以降、より一層広域的な交通利便性の向上が図られたことによって、特に物流拠点としての立地のポテンシャルが高まっています。
また、市内には千葉工業大学、日本大学（生産工学部）、東邦大学（理学部・薬学部）といった理・工学系の大学があり、企業と専門家・研究者が連携し、技術開発や事業強化のための技術相談を行うなど、産学の連携が図られています。
一方、わが国を取り巻く若者を中心に見られるものづくり離れや、生産拠点の海外移転などによる産業空洞化は、将来にわたる本市の産業の在り方にも、その影響が懸念されます。

<課題>
一つ目として、競争力と事業継続力を高めることが挙げられます。
今の厳しい経済情勢の中で生き残るためには、技術開発力の向上、新技術・新製品の開発、ICT 導入による生産性の向上などを進める必要があります。同時に、コロナ禍

などにより表面化した様々なリスクを踏まえ、事業継続力を高める取り組みも求められます。

二つ目として、良好な操業環境の維持・活用が挙げられます。

現在市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、新たな企業が進出しやすいよう、交通利便性の高さを活かした良好な操業環境を保持し、工業用地をより有効活用できる仕組みを構築する必要があります。

また、工業用地の土地利用については、計画的な土地利用誘導により、産業環境の維持・保全が図られていますが、東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部工業地の一部では、住居系への土地利用転換が進んでいる地域があるなど、今後も注視が必要です。

さらに、JR新習志野駅周辺においては、現在の良好な住環境と産業環境を維持・保全しつつ、活性化に向けた土地利用の促進を図ることが必要です。

(3) 農業

<現状>

本市の農業は、首都圏の充実した流通網を活かし、にんじん、ねぎ、わさび菜など市場向けの野菜生産に加え、消費者への直接販売を目的とする多様な品目の生産を中心に営まれています。

一方で令和 2(2020)年現在の販売農家数は 62 戸、経営耕地面積は 47ha で、高齢化や担い手不足などにより、減少傾向にあります。

また、販売規模別の販売農家数は、1,000 万円以上が 1 戸、500～1,000 万円未満が 11 戸であり、販売金額の大きい農家数についても減少傾向となっています。

<課題>

一つ目として、農業従事者の確保・支援が挙げられます。

農業従事者の高齢化や担い手不足のほか、農地の都市的利用への転換により、今後も農家数、経営耕地面積の減少が想定されます。そのため、新たな農業従事者を確保するとともに、若者、定年退職後のセカンドキャリア層など多様な担い手や既存の意欲ある農業者も含めた幅広い層に対して農地を集積・集約することが必要です。

二つ目としては、農家の収益性向上による経営の安定化が挙げられます。

販売金額の大きい農家数は減少傾向にあり、収益性向上のための取組が必要です。販売機会の拡大やブランド化、経営効率化への取組を促進し、農業経営の安定化を図っていく必要があります。

また、近年の気候変動は農業経営のリスクとなりつつあり、災害等により農業被害が発生した場合は、迅速な復旧及び被災農業者への支援が求められています。

三つ目としては、農家と地域住民が共に豊かな生活を享受できる都市農業の展開が挙げられます。

習志野市は市域全体が都市化の様相を呈し、耕作地と市街地が混在するため、都市農業に対する市民の理解が営農環境へ大きく影響します。生産者である農業者と消費者である地域住民が、共に豊かな市民生活を享受できる都市農業の展開が求められます。

（4）観光

＜現状＞

本市の観光資源は、谷津バラ園や谷津干潟、茜浜緑地などに加え、市内の主な公園や市域を縦貫するハミングロードなどがあり、一年を通して多くの来訪者があります。

また、市民まつり「習志野きらっと」をはじめ、各地域で開催されるまつり・催しは、地域の人たちに“ふるさと習志野”を感じる機会として親しまれています。

さらに、近年の健康志向の高まりなどから、御朱印集めや七福神めぐりなど、市内に点在する史跡や文化施設を巡るまち歩きプログラムが、市民活動団体や交通事業者などによって実施され、好評を得ています。

こうした中、本市では「“住んでよし”から“訪れてよし”」として、住民が地元に愛着や誇り、こだわりなど（シビック・プライド）を持つ地域にこそ、人々を惹きつける力があると捉え、まちづくり活動そのものを新しい集客の資源とする「観光まちづくり」に取り組んでいます。

市民が愛着と誇りを持って楽しく暮らす地域であることに加え、市外からの観光・誘客を目指し、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」などの観光振興ツールを活用した PR や、ちばプロモーション協議会への加盟を通じた広域的な取り組みのほか、習志野市ふるさと産品業者会への支援、友好関係にある都市との交流、さらには本市のご当地キャラクターである「ナラシド♪」と「ソラシノ ♪」のイベント出演等、本市の魅力の発信に取り組んでいます。

＜課題＞

長年の大きな課題として、市域外、特に遠方から集客が見込めるような、通俗的な意味での観光資源に乏しいことが挙げられます。

しかしながら、観光によってもたらされる交流人口の増加は、地域の活性化や経済振興に寄与するものであり、本市に多大な経済効果をもたらすことから、今ある資源の磨き上げや、新たな資源の掘り起こし、本市ならではの魅力の発信について、地域が一丸となって取り組みを進めていかなければなりません。

取り組みの推進にあたっては、これらの魅力を戦略的・効果的に発信していく（アウタープロモーション）だけでなく、主役であり、最大の支援者でもある市民のシビック・プライドを醸成し、主体化させていくこと（インナープロモーション）が求められます。

また、近年全国的に増加が著しい訪日外国人観光客についても、本市が羽田空港と成田空港の中間にあるという立地を活かし、SNS 等の情報発信ツールを活用しながら、本市にぶらりと立ち寄りたくなるような仕掛け、誘客を検討・実施していく必要があります。

市民と観光客（外国人含む）がともに楽しむことのできるイベント等を通して、「“住んでよし”から“訪れてよし”」を実現できるよう、地域一体での施策の推進や、近隣市と連携した観光振興、友好都市との交流を継続していくことが求められます。

第３章　目指す姿

第１節　総合目標と基本方針

　習志野市基本構想では「多彩で豊かな交流が広がるまち　習志野」を将来都市像に掲げ、これを実現するために「いつまでも住み続けたい『まち』」「育み学び健康で笑顔輝く『ひと』」「すべてが協和し充実する『活動』」を３つのピースとして掲げています。

　本計画では、産業振興基本条例や習志野市総合計画などの趣旨を踏まえ、本市が目指す姿として、次のとおり総合目標を定めます。

　また、総合目標を実現するために、次のとおり６つの基本方針を定め、各施策に取り組んでまいります。

【総合目標】

　多彩な交流が創る産業の未来と人々をつなぐまち　習志野

【6 つの基本方針】

（1）安定した経営環境の整備

（2）商工業の振興

（3）創業しやすい環境の整備

（4）働きやすい環境の整備

（5）観光の振興

（6）都市農業の振興

第２節 施策体系一覧

総合目標　多彩な交流が創る産業の未来と人々をつなぐまち　習志野

基本方針 1　安定した経営環境の整備

主な取り組み	施策	市	商工会議所	商店会	事業者	その他
①　地域経済対策の推進	ア　地域経済対策事業による市内事業者への優先発注	○			○	
	イ　商工会議所や商店会連合会等の実施事業に対する支援	○	○	○		
②　中小企業に寄り添った融資制度の充実	ア　習志野市中小企業資金融資制度や利子補給制度の活用促進	○	○			千葉県信用保証協会、取扱い金融機関

基本方針 2　商工業の振興

主な取り組み	施策	市	商工会議所	商店会	事業者	その他
①　持続可能で賑わいのある商店街づくりへの支援	ア　時代に即した地域消費の促進（デジタル化・DXへの取り組み等）	○	○	○	○	
	イ　商店街共同施設の維持管理への支援	○	○	○	○	
	ウ　商店街の担い手確保への支援	○	○	○	○	
②　特色あるものづくりの支援	ア　産学官連携事業によるものづくり人材の育成・定着に向けた支援	○	○		○	市内3大学
	イ　市内事業者の設備投資の活用促進	○	○			千葉県信用保証協会、取扱い金融機関

基本方針 3　創業しやすい環境の整備

主な取り組み	施策	市	商工会議所	商店会	事業者	その他
①　産学官の連携と創業支援の体制づくり	ア　産学官連携による創業支援イベントの実施	○	○			市内3大学
	イ　新規創業者の市内定着化への支援	○	○			
②　創業・起業希望者への支援	ア　創業塾等の実施	○	○			千葉県信用保証協会
	イ　学生や創業無関心層へのセミナー等の実施	○	○			市内3大学
③　創業・起業を目的とした資金調達の支援	ア　創業・起業を目的とした習志野市中小企業資金融資制度や利子補給制度の活用促進	○	○			千葉県信用保証協会、取扱い金融機関

基本方針 4　働きやすい環境の整備

主な取り組み	施策	市	商工会議所	商店会	事業者	その他
①　働きやすい環境づくりへの支援	ア　中小企業退職金共済制度への加入促進	○			○	（独）勤労者退職金共済機構
②　求職者への支援	ア　関係機関との連携によるセミナー等の実施	○				千葉県ジョブサポートセンター
	イ　国との連携による「ふるさとハローワークならしの」のさらなる周知啓発	○				ハローワーク船橋
③　人材の確保	ア　企業や関係機関との連携による人材確保策の推進	○	○		○	
	イ　障がい者雇用を活用した人材確保策の推進	○				習志野市障がい者地域共生協議会

基本方針 5　観光の振興

主な取り組み	施策	市	商工会議所	商店会	事業者	その他
①　観光プロモーションの強化	ア　観光ガイドブック等の観光振興ツールの活用	○	○	○	○	市内3大学等
	イ　ドラマ・映画等の撮影誘致を通した観光誘客の促進	○	○	○	○	市内3大学、千葉県フィルムコミッション等
	ウ　体験型観光の充実	○	○	○	○	市内3大学等
②　地域資源の活用による地域への愛着醸成	ア　習志野ソーセージやふるさと産品などの活用・PR促進	○	○	○	○	市内3大学等
	イ　「ナラシド」「ソラシノ」の活用促進	○	○	○	○	市内3大学等
	ウ　市内各地域でのイベント実施	○	○	○	○	市内3大学等
③　広域での連携・発信	ア　都市間交流事業の参加やふるさと納税による関係人口の増加	○	○	○	○	
	イ　情報発信機能の充実	○	○	○	○	

基本方針 6　都市農業の振興

主な取り組み	施策	市	商工会議所	商店会	事業者	その他
①　多様な担い手の確保・支援	ア　多様な農業経営者による農地活用の促進	○			○	
②　持続的な農業経営の支援	ア　地元農産物に触れる機会の創出	○			○	
	イ　農産物・農産物加工品のブランド化促進	○			○	千葉みらい農業協同組合
③　市民が農業に親しむ機会の創出	ア　市民農園の利用促進	○				

第４章　各基本方針の主な取り組みと具体的施策

第１節　安定した経営環境の整備

社会環境が目まぐるしく変化する中にあっても、将来にわたって地域で操業を続けることができる環境を整備し、経営の安定化を支援します。

習志野商工会議所などの関係機関と連携しながら、地域に根差した中小企業を支援し、経営基盤の強化、融資制度等による円滑な資金調達支援を行います。

基本方針	１　安定した経営環境の整備		
状態指標		基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
	１　市内事業所数	5,033事業所	5,536事業所
	２　商工会議所の会員数	1,651会員	1,816会員
	３　商店会の会員数	388会員	402会員
	４　利子補給金交付申請率	95.8%	95.8%

主な取り組み		施策
	① 地域経済対策の推進	ア　地域経済対策事業による市内事業者への優先発注
		イ　商工会議所や商店会連合会等の実施事業に対する支援
	② 中小企業に寄り添った融資制度の充実	ア　習志野市中小企業資金融資制度や利子補給制度の活用促進

成果指標		基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
	① 地域経済対策事業による市内事業者への発注件数	142件	149件
	② 融資件数及び融資金額	101件 836,741千円	133件 1,078,141千円

主な取り組み①	所管部署
地域経済対策の推進	産業振興課

本市産業の中心的な存在である中小企業の支援を図り、経済情勢や経営環境の変化に柔軟に対応し、将来にわたって地域に根差した事業展開ができるよう、習志野商工会議所等と連携・協力した取り組みを推進します。

また、中小企業にとって有益な情報の発信や事業相談、地域活動など、習志野商工会議所が実施する中小企業対策や商工振興事業を支援します。

主な取り組み②	所管部署
中小企業に寄り添った融資制度の充実	産業振興課

市内中小企業の資金調達を円滑にし、経営の安定化を図るため、金融機関や千葉県信用保証協会、習志野商工会議所等と連携・協力して、習志野市中小企業資金融資制度や利子補給制度など、中小企業に寄り添った支援を行います。

また、さまざまな機関・団体が行う支援や制度について周知を行い、資金融資制度並びに利子補給制度の利用促進を図ります。

第2節　商工業の振興

商店、大学や地域住民、市民活動団体等が一体となり、来街者の獲得に向けた回遊性の向上や、社会の変化による消費者ニーズへの対応、街路灯・防犯カメラといった商店街共同施設などの維持管理や事業承継などの課題に取り組み、中小小売店と大型店とが共存・共栄した賑わいのある商店街づくりを推進します。

また、産学官連携による産業基盤の強化や、新技術・新製品の開発など特色あるものづくり、新たな分野への参入などを支援し、市内事業者の競争力向上を図ります。

さらに、企業の市外転出を防止するとともに、新たな企業の進出を図るため、良好な操業環境の保持に努めます。

基本方針	2 商工業の振興			
状態指標			基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
	1 市内事業所数		5,033事業所	5,536事業所
	2 市内法人数		3,515法人	3,866法人
主な取り組み		施策		
	① 持続可能で賑わいのある商店街づくりへの支援	ア 時代に即した地域消費の促進（デジタル化・DXへの取り組み等）		
		イ 商店街共同施設の維持管理への支援		
		ウ 商店街の担い手確保への支援		
	② 特色あるものづくりの支援	ア 産学官連携事業によるものづくり人材の育成・定着に向けた支援		
		イ 市内事業者の設備投資の活用促進		
成果指標			基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
	① 地域消費促進や商店街共同施設の維持管理への支援実施回数		13回	14回
	② 事業承継に関する相談等の実施回数		12回	15回
	③ ものづくり人材の育成・定着に向けた事業及び相談の実施回数		20回	25回
	④ 設備投資を目的とした融資件数及び融資金額		13件 103,841千円	10件 76,795千円

主な取り組み①	所管部署
持続可能で賑わいのある商店街づくりへの支援	産業振興課

行政、市内事業者と習志野市商店会連合会、大学、地域住民などが一体となって連携・協働し、各商店会の会員増加や自主財源の確保を促します。

街路灯・防犯カメラといった商店街共同施設の維持管理・整備や、人手不足・後継者育成など事業承継の課題に取り組み、持続可能な商店街づくりを推進します。

また、キャッシュレス決済などデジタル化・DX への取り組みなど、時代に即した支援策について事業者のニーズを把握し、地域消費を促進して賑わいの創出を図ります。

主な取り組み②	所管部署
特色あるものづくりの支援	産業振興課

企業紹介と販路拡大を目的としたウェブサイト「習志野グローバルものづくりガイド」や展示会への出展等と、事業者が相談できる機会・体制を構築することにより、

ものづくり人材の育成・定着を図るために支援します。
　また、従業員のスキルアップやブランディングなどによる競合との差別化を促進するとともに、産学官連携による新技術・新製品の開発を支援するなど、特色あるものづくりができる環境を整備します。
　さらに、先端設備等の導入など設備投資を円滑に行うために、市制度融資を活用した下支えを推進します。

第3節　創業しやすい環境の整備

　習志野商工会議所等のさまざまな機関との連携とともに、SNS 等の活用により創業希望者を広く募り、創業前の相談から資金調達、さらには、創業後のフォローアップとして、市内での創業・起業が着実に実行できるよう、商店街の空き店舗等を使用するために必要な建物賃借料や改修費などの補助や、新しい支援制度の検討・研究など多様なアプローチによって、新規創業者が市内に定着するように支援します。
　また、将来的に「創業のまち」とすることを見据え、長期的な視点で市全体の創業機運を醸成するために、創業無関心層や、児童・生徒はもとより、本市の強みや特徴でもある3大学の存在を活用し、若年層に対する意識啓発の取り組みを推進します。その他、新たな産業や市場の創出、新技術や新製品の開発への支援に取り組みます。

基本方針	3 創業しやすい環境の整備			
状態指標			基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
	1 設立法人数		95法人	158法人
主な取り組み		施策		
	① 産学官の連携と創業支援の体制づくり	ア 産学官連携による創業支援イベントの実施		
		イ 新規創業者の市内定着化への支援		
	② 創業・起業希望者への支援	ア 創業塾等の実施		
		イ 学生や創業無関心層へのセミナー等の実施		
	③ 創業・起業を目的とした資金調達の支援	ア 創業・起業を目的とした習志野市中小企業資金融資制度や利子補給制度の活用促進		
成果指標			基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
	① 創業支援を目的とした産学官連携によるイベント実施回数		0回	1回
	② 創業塾等の実施回数及び受講者数		1回 29人	2回 60人
	③ 学生等を対象とした創業機運醸成事業の実施回数及び受講者数		1回 8人	2回 20人
	④ 創業・起業を目的とした資金の融資件数及び融資金額		5件 18,470千円	10件 36,000千円

主な取り組み①	所管部署
産学官の連携と創業支援の体制づくり	産業振興課

　習志野商工会議所をはじめ、金融機関、千葉県信用保証協会といった関係機関や、市内の小・中学校、高等学校、大学などと連携し、創業に必要な知識や心構えを学ぶ機会を提供し、創業がしやすくなる体制づくりを推進します。
　また、新規創業者が地域に根差し、定着化できるように支援をします。

主な取り組み②	所管部署
創業・起業希望者への支援	産業振興課

市内の小・中学校、高等学校、大学と連携し、創業に興味・関心の無い人（創業無関心層）や、児童・生徒・学生などの若年層を対象としたセミナーや講演会、授業を開催することで、多くの人が選択肢の一つとして「創業」を持つことができるような環境をつくり、創業機運の醸成に取り組みます。

主な取り組み③	所管部署
創業・起業を目的とした資金調達の支援	産業振興課

市内企業による新たな製品・技術の開発、あるいは新たな分野への進出に向けた取り組みを支援するため、市制度融資を活用するとともに産学官の連携を強化・推進します。

また、市内企業の優れた技術や製品について情報を発信するとともに、マッチングによる新たな市場や取引関係の創出を支援します。

第4節 働きやすい環境の整備

労働環境の整備として、本市の中心的な存在である中小企業が抱える様々なニーズに応え、企業並びに従業員が意欲と能力を発揮できる環境が不可欠です。

こうした労働環境を実現するため、国や県の各種制度を積極的に活用するとともに、習志野商工会議所などの関係機関と連携・協力し、中小企業に寄り添った支援に取り組みます。

また、企業における喫緊の課題の一つである人材不足についても積極的な支援を実施し、労働力の確保に取り組みます。

基本方針　4 働きやすい環境の整備

状態指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
1 中小企業退職金共済制度新規登録事業所数	2事業所	10事業所
2 習志野商工会議所従業員表彰式表彰者数	48人	50人

主な取り組み	施策
① 働きやすい環境づくりへの支援	ア 中小企業退職金共済制度への加入促進
② 求職者への支援	ア 関係機関との連携によるセミナー等の実施
	イ 国との連携による「ふるさとハローワークならしの」のさらなる周知啓発
③ 人材の確保	ア 企業や関係機関との連携による人材確保策の推進
	イ 障がい者雇用を活用した人材確保策の推進

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
① 中小企業退職金共済に加入している市内事業所数及び従業員数	177事業所 1,962人	200事業所 2,000人
② 千葉県ジョブサポートセンターとの連携による就労支援セミナーの実施回数及び参加者数	1回 43人	2回 60人
③ ふるさとハローワークならしの利用者数	4,930人	6,868人
④ 企業による面接会や説明会などのマッチングイベントの開催回数	1回	2回
⑤ 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	42人	56人

主な取り組み①	所管部署
働きやすい環境づくりへの支援	産業振興課
独自に退職金制度を整備することが難しい中小企業の実情を考慮し、国の制度である中小企業退職金共済制度への加入を促進し、従業員の福祉向上と雇用の安定並びに中小企業の振興を図ります。	

主な取り組み②	所管部署
求職者への支援	産業振興課
求職者への就労支援として、県、近隣自治体並びにジョブサポートセンター等の関係機関と連携・協力し、就労支援セミナー等の開催や労働に関する知識の普及・啓発等の情報提供を行うとともに、国と連携し「ふるさとハローワークならしの」の運営を行います。 また、厚生労働省と船橋市が共同で委託し、働くことに踏み出せなかったり、悩みを抱えたりしている若年無業者の就職支援を行う「ふなばし地域若者サポートステーション」事業に参画し、合同企業説明会や個別相談会などの支援を行います。	

主な取り組み③	所管部署
人材の確保	産業振興課 障がい福祉課
習志野商工会議所との共催により、会員事業所で永年活躍されている従業員及び、社業の発展に貢献されている従業員の功労をたたえ、その勤労意欲の高揚を図ることを目的に、「従業員表彰式」を行い、優れた取り組みの評価を行います。 また、本市の中心的な存在である中小企業の人手不足の解消を図るとともに、障がい者の雇用機会の拡大を図り、就労等を通じた社会参加の促進を行います。 さらには、人材の確保は喫緊の課題であると強く認識し、事業者が生み出す商品や各種サービスに新たな付加価値を与え、安定した価格転嫁に繋がる経済循環を後押しし、貴重な人材の確保の一助となるよう取り組みます。	

第5節 観光の振興

まちづくりの先に観光を見据え、地域の中で培われてきた“暮らし”のすべてを観光資源の原石と捉えて、地域とともに資源の掘り起こしや磨き上げ等を行うことにより、本市ならではの魅力の発見とシビック・プライドの醸成を図ります。

本市の魅力を市内外にアピールするため、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」等の観光振興ツールや SNS、メディア等を通じた情報発信に加え、直に体感・体験できる場として地域資源を活用したイベント等を開催します。

また、「習志野市ふるさと産品」等の更なる活用や、近隣地域との連携や都市間交流を通じて、広域での連携・発信を推進します。

基本方針　5 観光の振興

状態指標

	基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
1 イベント実施箇所数	9箇所	9箇所
2 地域資源の掘り起こし件数	2件	57件

主な取り組み

	施策
① 観光プロモーションの強化	ア 観光ガイドブック等の観光振興ツールの活用
	イ ドラマ・映画等の撮影誘致を通した観光誘客の促進
	ウ 体験型観光の充実
② 地域資源の活用による地域への愛着醸成	ア 習志野ソーセージやふるさと産品などの活用・PR促進
	イ 「ナラシド」「ソラシノ」の活用促進
	ウ 市内各地域でのイベント実施
③ 広域での連携・発信	ア 都市間交流事業の参加やふるさと納税による関係人口の増加
	イ 情報発信機能の充実

成果指標

	基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
① 観光ガイドブック等のまち巡りコースの掲載数	7コース	10コース
② ドラマ・映画等の撮影実施回数	23回	38回
③ インバウンドを含む観光客と市民の交流によるイベント実施回数	1回	4回
④ 習志野ソーセージやふるさと産品を活用したイベント実施回数	15回	30回
⑤ 「ナラシド」「ソラシノ」のグッズ数	13種	26種
⑥ 市内小中高生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加するイベント数	9回	12回
⑦ 都市間交流市村との相互参加行事数	4回	4回
⑧ ふるさと納税の返礼品におけるふるさと産品の件数	9品目	18品目

主な取り組み①	所管部署
観光プロモーションの強化	産業振興課

歴史や文化など本市ならではの魅力を、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」等の観光振興ツールや SNS 等の活用により県内外へ情報発信し、発見や体験を通しての市内消費を促進するため、地域密着型の観光の推進を図ります。

また、ドラマ・映画等映像作品のロケ誘致を積極的に行い、いわゆる聖地巡礼の観光誘客を図ります。

さらに、市民まつりをはじめとした市内イベントの情報発信や、市民と観光客（インバウンド含む）が一緒に楽しむことのできる体験型イベントを実施するなど、活性化を図ります。

主な取り組み②	所管部署
地域資源の活用による地域への愛着醸成	産業振興課

本市の歴史や文化、産物をモチーフに開発された「習志野市ふるさと産品」や「習志野ソーセージ」の普及を図るとともに、これらを活用し、イベントの実施や情報発信による本市への観光誘客を促進します。

また、ご当地キャラクター「ナラシド♪」と「ソラシノ（16分音符）」のイベント出演や、キャラクターグッズを充実させるとともに、市内小中高生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加するイベントを市全体で増やしていくことで、市民のシビック・プライド醸成に努めます。

主な取り組み③	所管部署
広域での連携・発信	産業振興課
本市と交流の深い富士吉田市（山梨県）・南房総市（千葉県）・京田辺市（京都府）・上野村（群馬県）との都市間交流事業や、ちばプロモーション協議会との連携、ふるさと納税返礼品における「習志野市ふるさと産品」の拡大など、関係人口の増加による地域活性化と広域的な観光振興を図ります。	

第6節 都市農業の振興

多様な担い手を確保・支援するため、農地の貸借等を促進するとともに、各種イベントにおける地元農産物の供給や地元農産物のブランド化を図ることで持続的な農業経営を支援します。

また、市民農園事業を通して市民が農業に親しむ機会を創出します。

6 都市農業の振興				
基本方針	状態指標		基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
		1 新規就農者数	1人	5人
		2 農地の貸借面積	4.4ha	6.6ha
	主な取り組み		施策	
		① 多様な担い手の確保・支援	ア 多様な農業経営者による農地活用の促進	
		② 持続的な農業経営の支援	ア 地元農産物に触れる機会の創出	
			イ 農産物・農産物加工品のブランド化促進	
		③ 市民が農業に親しむ機会の創出	ア 市民農園の利用促進	
	成果指標		基準値（令和6年度）	目標値（令和15年度）
		① 農地中間管理事業（農地貸借）の件数	2件	16件
		② 農産物直売イベントの実施回数	3回	5回
		③ 農産物・農産物加工品の出荷資材数	57,600枚	58,000枚
		④ 市営市民農園の利用率	100%	100%

主な取り組み①	所管部署
多様な担い手の確保・支援	産業振興課
農地中間管理事業を周知・活用することで、多様な農業経営者が農地を活用できるよう関係機関と協力しながら制度を推進していきます。	

主な取り組み②	所管部署
持続的な農業経営の支援	産業振興課
農業祭や商業施設等、各種イベントにおける地元農産物の供給を通じて、生産者である農業者と消費者である地域住民が、共に豊かな市民生活を享受できるよう取り組んでいきます。 また、習志野市産農作物や農産物加工品のブランド化を促進し、農業経営の安定化を図ります。	

主な取り組み③	所管部署
市民が農業に親しむ機会の創出	産業振興課
市民が農業に親しむ機会として、市営市民農園を運営します。 また、民営市民農園の開設支援を推進していきます。	

第５章 取り組みの推進

第１節 連携・協働

産業の振興、地域の活性化のためには、各実施主体が、同じ目標を共有し、それぞれの役割を果たしつつ連携・協働を強化することが求められています。

本計画は、行政、習志野商工会議所、習志野市商店会連合会、事業者、市民、大学、国・県等の関係機関等との連携により推進します。

計画を推進するために、本計画の内容を市が中心となって、広報習志野や市ホームページ等を活用した共有・発信を図ります。

第２節 進捗管理・評価（PDCA サイクル）

計画を策定（Plan）した後、目標に向けた取り組みを着実に、かつ効果的に推進するためには、それぞれが活動（Do）するだけでなく、計画に沿って施策が進められているか、想定した成果が上げられているかといった進捗状況を定期的に確認し、把握しておく必要があります。（Check）

また、当初の想定から乖離するようであれば、その原因を分析し、以降の取り組みに活かさなければなりません。（Action）

本計画では、各取り組みの評価指標として「成果指標」「状態指標」を定め、進捗管理・評価を行います。

（1）年度評価

次年度以降の活動に反映させるため、年度ごとに成果指標または状態指標の進捗状況を把握します。

（2）中間評価

本計画は、計画期間の中間にあたる令和 11（2029）年度頃を目途に見直しを予定していることから、同時点における目標（KPI ＝ Key Performance Indicator／重要業績評価指標）を設定し、評価を行います。

第４章各節に設定した状態指標と成果指標とを併せて分析を行います。

なお、見直しの時期等については、必要に応じて柔軟に対応することとします。

（3）最終評価

本計画における最終的な目標（KGI ＝ Key Goal Indicator／重要目標達成指標）を設定し、本計画全体の評価を行います。

第４章各節に設定した状態指標と成果指標を併せて分析を行います。

次期計画の策定作業を円滑に進めるため、原則として令和 14（2032）年 3 月末～9 月末時点での状況をもって実施し、次期計画に反映させるものとします。

第３節 産業振興審議会の活用

本計画の進捗管理や評価、次期計画の策定にあたっては、産業の振興を推進するために設置された諮問機関であり、産業に携わる者や市民、大学関係者などさまざまな立場の人で構成される産業振興審議会を活用し、取り組みの推進を図ります。

第６章 資料編 指標一覧

１ 安定した経営環境の整備

状態指標	基準値(令和6年度)	目標値（令和15年度）	目標設定理由・算出方法等
1 市内事業所数	5,033事業所	5,536事業所	令和元年度経済センサス基礎調査より引用。最終評価にあたっては、令和15（2033）年3月までに調査結果が公表された直近の経済センサス基礎調査における数値とする。目標値は法人市民税納税義務者数の増加見込みを踏まえ、基準値から10%の増加とした。※令和6年経済センサス-基礎調査（甲調査）の確報の公表（令和7年12月予定）がパブリックコメント実施に間に合わないこと、及び令和6年経済センサス-基礎調査（甲調査）は、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としていないため、基準値として採用しない。
2 商工会議所の会員数	1,651会員	1,816会員	習志野商工会議所会の会員数。 市内唯一の経済団体である習志野商工会議所会員数が減少傾向にある中で、その会員数の維持は安定化した経営環境を図る指標の一つとなり、地域の賑わい創出に繋がることから、目標値は市内事業所数と同じく基準値から10%の増加とした。
3 商店会の会員数	388会員	402会員	習志野市商店会連合会の会員数。 商店会会員数は減少傾向にある中で、商店会組織の維持は、安定化した経営環境を図る指標の一つとなり、地域の賑わい創出に繋がることから、目標値は令和元年度会員数を水準として設定した。
4 利子補給金交付申請率	95.8%	95.8%	習志野市中小企業資金融資制度に基づき融資された中小企業者の借入金に対して行う利子補給交付金の申請率を目標とする。 なお、市制度融資の件数や金額は物価高騰や人手不足などの社会情勢の影響を受けやすく、世相による大きな増減が見込まれることから、単純な融資件数や融資金額は成果指標に留め、中小企業者の経営環境に直接的な影響を及ぼす利子補給交付金の申請率を目標値とした。（基準値となる令和6年度の対象事業所は847事業所（上期425、下期422）、申請事業所は811（上期404、下期407）である。）
成果指標	**基準値(令和6年度)**	**目標値（令和15年度）**	**目標設定理由・算出方法等**
① 地域経済対策事業による市内事業者への発注件数	142件	149件	本市が実施する「地域経済対策事業」の発注件数とする。 目標値は、令和4～6年度の各年度実績の平均値149件から算定。 なお、地域経済対策事業とは、公共施設の小規模修繕を登録事業者へ発注する事業。 市への登録は、市内で営繕・修理業を営んでいる事業者、個人事業者が対象となる。
② 融資件数及び融資金額	融資件数：101件 融資金額：836,741千円	融資件数：133件 融資金額：1,078,141千円	平成22（2010）年度から令和6（2024）年度までの15年度間の平均値を目標値とする。 なお、市制度融資の件数や金額は物価高騰や人手不足などの社会情勢の影響を受けやすいとともに、リーマンショック（H20、2008）、東日本大震災（H23、2011）、新型コロナウイルス感染拡大（R2,2020）といった様々な要因により、その件数や金額は大きく増減する。よって、本市中小企業者の安定的な経営水準の指標として15年度間における長期的な平均値を目標値とする。

２ 商工業の振興

状態指標	基準値(令和6年度)	目標値（令和15年度）	目標設定理由・算出方法等
1 市内事業所数	5,033事業所	5,536事業所	令和元年度経済センサス基礎調査より引用。最終評価にあたっては、令和15（2033）年3月までに調査結果が公表された直近の経済センサス基礎調査における数値とする。目標値は法人市民税納税義務者数の増加見込みを踏まえ、基準値から10%の増加とした。※令和6年経済センサス-基礎調査（甲調査）の確報の公表（令和7年12月予定）がパブリックコメント実施に間に合わないこと、及び令和6年経済センサス-基礎調査（甲調査）は、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としていないため、基準値として採用しない。
2 市内法人数	3,515法人	3,866法人	決算報告書の法人市民税納税義務者数より引用。経済センサスは概ね5年ごとに実施されるため、補助的な指標として採用。 コロナ禍前の令和2（2020）年3月から令和6（2024）年3月までの法人市民税納税義務者数の増加率を踏まえ、基準値から10%の増加を目標値とした。
成果指標	**基準値(令和6年度)**	**目標値（令和15年度）**	**目標設定理由・算出方法等**
① 地域消費促進や商店街共同施設の維持管理への支援実施回数	0回	1回	当該年度において、地域消費の促進を図るべく、デジタル化やDX化など時代に即した経済対策として実施した事業数。 基準年度には実施実績が無いものの、物価高騰の影響等に対応した事業者支援が適時必要になると考え、目標値は当該年度1回以上の実施とする。
	13回	13回	当該年度における商店街の街路灯の電気料や修繕費用等への補助、イルミネーション事業及び防犯カメラの更新工事費用等への補助の実施回数。 街路灯・防犯カメラといった商店街共同施設の適切な維持管理は、商店街のイメージアップや安全性向上に繋がることから、計画的に更新工事を実施するための費用を補助する。 基準値は、市内11商店会に対する電気料補助とイルミネーション事業への補助2回の合計13回とし、計画的な更新工事への費用補助を都度行ないつつ、目標値は基準値から現状維持とする。
② 事業承継に関する相談等の実施回数	12回	15回	商店街の担い手確保を図るため、事業承継に関する相談窓口やセミナー等を実施した回数。 基準年度より3回増を目標値とする。
③ ものづくり人材の育成・定着に向けた事業及び相談の実施回数	20回	25回	当該年度における「産学官連携プラットホーム委託事業」における、ものづくり人材の育成・定着に向けた事業・相談等の実施回数。 相談機会を増やすことにより、より多くのものづくり人材の育成に繋がるものとして、基準年度より5回増を目標値とする。
④ 設備投資を目的とした融資件数及び融資金額	融資件数：13件 融資金額：103,841千円	融資件数：10件 融資金額：76,795千円	平成22（2010）年度から令和6（2024）年度までの15年度間の平均値を目標値とする。 なお、市制度融資の件数や金額は物価高騰や人手不足などの社会情勢の影響を受けやすいとともに、リーマンショック（H20、2008）、東日本大震災（H23、2011）、新型コロナウイルス感染拡大（R2,2020）といった様々な要因により、その件数や金額は大きく増減する。よって、本市中小企業者の安定的な経営水準の指標として15年度間における長期的な平均値を目標値とする。

3 創業しやすい環境の整備

状態指標	基準値(令和6年度)	目標値（令和15年度）	目標設定理由・算出方法等
1 設立法人数	**95法人**	**158法人**	平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年度間の設立法人数の平均値を目標値とする。 なお、算出根拠は、法人数集計表（市民税課提供資料）より算出。
成果指標	**基準値(令和6年度)**	**目標値（令和15年度）**	**目標設定理由・算出方法等**
① 創業支援を目的とした産学官連携によるイベント実施回数	0回	1回	当該年度中に開催された産学官連携による創業支援イベント等を対象。 本市主催以外にも、他団体による主催や共催・後援・協力を行ったものも含む。 現状は実施実績がないものの、産学官連携による創業支援は必須と考え、目標値は、当該年度1回以上の開催とする。
② 創業塾等の実施回数及び受講者数	実施回数：1回 受講者数：29人	実施回数：2回 受講者数：60人	当該年度中に開催された創業希望者を対象としたならしの創業塾やセミナー等を対象とし、目標値は、さらなる増加を見込み倍増とする。 本市主催以外にも、他団体による主催や共催・後援・協力を行ったものも含む。
③ 学生等を対象とした創業機運醸成事業の実施回数及び受講者数	実施回数：1回 受講者数：8人	実施回数：2回 受講者数：20人	当該年度中に開催された学生や創業無関心層を対象としたイベント等を対象とし、目標値はさらなる増加を見込み倍増とする。 本市主催以外にも、他団体による主催や共済・後援・協力を行ったものも含む。
④ 創業・起業を目的とした資金の融資件数及び融資金額	融資件数：5件 融資金額：18,470千円	融資件数：10件 融資金額：36,000千円	平成22（2010）年度から令和6（2024）年度までの15年度間の平均値を目標値とする。 なお、市制度融資の件数や金額は物価高騰や人手不足などの社会情勢の影響を受けやすいとともに、リーマンショック（H20、2008）、東日本大震災（H23、2011）、新型コロナウイルス感染拡大（R2,2020）といった様々な要因により、その件数や金額は大きく増減する。 しかしながら、創業・起業が地域振興の活力の好循環を創りだす核の一つであるとともに、本市経済のさらなる発展に寄与するものであることから、目標値はさらなる増加を見込み倍増とする。

4 働きやすい環境の整備

状態指標	基準値(令和6年度)	目標値（令和15年度）	目標設定理由・算出方法等
1 中小企業退職金共済掛金制度新規登録事業所数	**2事業所**	**10事業所**	（独）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部からの提供資料より引用。 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年度間の平均値が6事業所であり、さらなる増加を見込み10事業所とする。
2 習志野商工会議所従業員表彰式表彰者数	**48人 （R5年実績）**	**50人**	会員事業所で永年にわたり活躍している従業員及び社業の発展に貢献された従業員に贈る表彰者を対象。（隔年表彰） 令和元（2019）年度から令和6（2024）年度までの5年度間の平均値が14事業所52人であり、目標値は、現状維持とする。
成果指標	**基準値(令和6年度)**	**目標値（令和15年度）**	**目標設定理由・算出方法等**
① 中小企業退職金共済に加入している市内事業所数及び従業員数	177事業所 1,962人	200事業所 2,000人	（独）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部からの提供資料より引用。 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの6年度間の平均値が166事業所1,654人であり、さらなる増加を見込み200事業所2,000人とする。
② 千葉県ジョブサポートセンターとの連携による就労支援セミナーの実施回数及び参加者数	実施回数：1回 参加者数：43人 ※R6は台風のため未開催あり	実施回数：2回 参加者数：60人	当該年度中に開催された再就職支援セミナー等を対象。本市主催以外にも、他団体による主催や共催・後援・協力を行ったものも含む。 目標値は、現状維持とする。
③ ふるさとハローワークならしの利用者数	4,930人	6,868人	当該年度中の利用者を対象。 平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年度間の平均値が6,868人であり、単年度最大利用者数である9,545人（H30）から71.9%の減少であることから、その減少率を緩やかになるよう努め、目標値は平均値である6,868人とする。（太字変動あり）
④ 企業による面接会や説明会などのマッチングイベントの開催回数	1回	2回	当該年度中に開催された面接会や説明会等を対象。本市主催以外にも、他団体による主催や共催・後援・協力を行ったものも含む。 目標値は、さらなる増加を見込み倍増とする。
⑤ 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	42人	56人	就労移行支援事業等から一般就労への移行者数とし、目標値は、これまでの実績に基づき増加見込みとする。

5 観光の振興

状態指標	基準値(令和6年度)	目標値（令和15年度）	目標設定理由・算出方法等
1 イベント実施箇所数	**9箇所**	**9箇所**	基準値は当該年度に開催された、市、習志野商工会議所または習志野市商店会連合会において把握しているものや、本市産業振興に寄与するイベント数とし、それらの大半が市内駅前周辺となっていることや再開発事業などに起因する事業の統廃合も見込まれることから、現状維持を目標とする。 基準値の内訳は、JR津田沼駅北口・南口、JR新習志野駅、京成津田沼駅、谷津駅北口・南口、大久保駅、実籾駅、市役所の9個所としている。
2 地域資源の掘り起こし件数	**2件**	**57件**	基準値は当該年度に開催された、まちづくり観光推進協議会による視察・研修会の回数とし、目標値はそれら(2件)に加え、次期計画での状態指標(案)にて増加する数値(55件)の中から新たな魅力の創出に繋がる地域資源を磨き上げ、育てることが地域資源の掘り起こしになると捉え、設定する。
成果指標	**基準値(令和6年度)**	**目標値（令和15年度）**	**目標設定理由・算出方法等**
① 観光ガイドブック等のまち巡りコースの掲載数	7コース	10コース	紙媒体等で配布、市ホームページで公開しているまち巡りコースの数。 本市への来訪者数増加を促すコンテンツとして、新たに3コースの新設を目標とする。
② ドラマ・映画等の撮影実施回数	23回	38回	千葉県が実施する「千葉県内映画・ドラマ等撮影実績調査」の、当該年度中に本市において実施されたドラマ・映画等の撮影回数。 本市への来訪者数増加を促すコンテンツとして、令和元（2019）年度～令和6（2024）年度の平均値30件(令和2年度は新型コロナ影響のため、件数が著しく少ないため算定せず)から25%増の38回を目標値とする。
③ インバウンドを含む観光客と市民の交流によるイベント実施回数	1回	4回	当該年度中に開催された観光客と市民の交流が見込めるイベントのうち、市、習志野商工会議所または習志野市商店会連合会において把握しているものの数。 本市主催以外にも、他団体による主催や共催・後援・協力を行ったものも含み、四半期に1度のペースで開催されるように目標値は4回とする。
④ 習志野ソーセージやふるさと産品を活用したイベント実施回数	15回	30回	当該年度中に開催された習志野ソーセージ及びふるさと産品を販売・提供するイベントのうち、市、習志野商工会議所または習志野市商店会連合会において把握しているものの数。市主催行事での販売を働きかけることにより、基準年度より倍増を見込んで目標値とする。
⑤ 「ナラシド」「ソラシノ」のグッズ数	13種	26種	「ナラシド・ソラシノ」デザイン使用承認に基づき製品化され、各年度末において一般に販売されているグッズ（商品）の数。 グッズ売上げによる直接的な経済効果と、市民の愛着醸成を見込めるコンテンツとして更なる増加を期待し、生産・販売を終了する商品もあることが予想されることも踏まえて、現状の13種を維持しつつ「ソラシノ」との相互活用も期待できることから、基準年度より倍増を見込んで目標値とする。
⑥ 市内小中高生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加するイベント数	9回	12回	当該年度中に開催された市内小中高校生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加した地域のイベントで、市、習志野商工会議所または習志野市商店会連合会において把握しているものの数。目標値は、本市主催以外にも、他団体による主催や共催・後援・協力を行ったものも含み、基準年度より25%増を見込んで目標値とする。
⑦ 都市間交流市村との相互参加行事数	4回	4回	富士吉田市・南房総市・京田辺市・上野村と本市が相互に参加し、それぞれの産品を販売するイベントの実施数。広域での情報発信による関係人口の増加が図られるため。事業の統廃合なども見込まれることから、現状維持を目標とする。
⑧ ふるさと納税の返礼品におけるふるさと産品の件数	9品目	18品目	当該年度において、ふるさと納税の返礼品になっているふるさと産品の件数。 本市の魅力発信と関係人口の増加が図られるため、倍増を目標とする。

6 都市農業の振興

状態指標	基準値(令和6年度)	目標値（令和15年度）	目標設定理由・算出方法等
1 新規就農者数	**1人**	**5人**	計画期間内に習志野市内で新たに就農した農業者の人数。 習志野市の過去5年間の新規就農者は3名であり、今後も多くの新規就農は望めない状況となっていることから、計画期間中5人を目標値とする。
2 農地の貸借面積	**4.4ha**	**6.6ha**	農地法、中間管理事業等で農地を貸借した農地面積。 農業者の高齢化や後継者不足により、今後農地の集積・集約が求められていることから基準値から1.5倍程度を目標とする。
成果指標	**基準値(令和6年度)**	**目標値（令和15年度）**	**目標設定理由・算出方法等**
① 農地中間管理事業（農地貸借）の件数	2件	16件	計画期間内に中間管理事業を活用して農地を貸借した件数の累計件数。 農地の貸借等は認定農業者等に集積・集約されてきたが、今後は農業を副業的に営む経営体などの多様な経営体についても農地の担い手と位置付けることが可能となった。 今後、農地の貸借は本制度が主に用いられる見込みであることから、毎年2件程度の件数を見込み計画期間中累計で16件とする。
② 農産物直売イベントの実施回数	3回	5回	農業祭を含めた農産物直売イベントの当該年度中の実施回数。 目標値は、農業者等の協力を得ながら新たなイベント実施を目指すため5回とする。
③ 農産物・農産物加工品の出荷資材数	57,600枚	58,000枚	ちばのオリジナルブランド産地づくり支援事業等で農産物のFG袋等の出荷資材を作成した枚数。 目標値は、計画期間内に多用途に使用できるFG袋を作成するなど工夫することで作成枚数の増加を見込んだ。
④ 市営市民農園の利用率	100%	100%	習志野市が運営する市営市民農園の利用率。 目標値は、引き続き利用区画の空きが無いよう利用率100%と設定する。

習志野市産業振興基本条例

（目的）

第１条　この条例は、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もつて産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　産業の振興は、市内で産業活動を行う者(以下「事業者」という。)自らの創意工夫及び自助努力をもとに、市、事業者及び市民が協働して推進していくことを基本として行われるものとする。

２　前項の考え方をもとに、主な産業分野の目指す方向は、次に掲げるものとする。

（１）　商業については、消費者にとつての魅力や利便性を向上させ、購買意欲を確保するとともに中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を目指すものとする。

（２）　工業については、良好な操業や就労環境を確保するとともに、技術力の高い企業、研究機関、大学等の協力と連携のもと、国際競争力の強化や生産技術の高度化を目指すものとする。

（３）　農業については、効率よく生産活動をしやすい環境を確保し、自然にやさしく魅力ある新たな都市型農業の振興を目指すものとする。

（４）　前3号に定めるもののほか、産学官民の連携による地域特性を活かした新しい産業の創出を目指すものとする。

（市の責務）

第3条　市は、第１条の目的を達成するため、国、千葉県その他の地方公共団体との連携並びに事業者、経済団体、大学等及び市民との協働に努めるとともに、次に掲げる事項を基本的な施策として実施するものとする。

（１）　事業者の経営基盤を安定させるための施策

（２）　商店街活性化のための施策

（３）　起業・創業を促進するための施策

（４）　勤労者の福利厚生の向上を図るための施策

（５）　都市型農業を促進するための施策

（事業者の責務）

第4条　事業者は、周辺環境との調和並びに市民の生活の安定及び安全確保に十分配慮しながら、自らの事業の発展、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

２　事業者は、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し協力するよう努めるものとする。

３　事業者は、商店街が地域のにぎわいと交流の場であることを理解し、その中心的な

役割を果たす商店会への加入により相互に協力するよう努めるものとする。
4 事業者は、商店会が地域のにぎわいと交流の場づくりのための事業を実施するときは、応分の負担等により当該事業に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）
第5条 市民は、地域産業の振興が自らの生活の向上と地域の活性化に寄与することを理解し、市民生活と産業が調和する都市の実現に向け協力するよう努めるものとする。

（産業振興審議会）
第6条 市長は、産業の振興を推進するため、習志野市産業振興審議会（以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、市長の諮問に応じ、産業振興に関する事項を調査審議する。
3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1） 市民(公募による市民を含む。)
（2） 産業に携わる者
（3） 大学関係者
（4） 学識経験者
4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 審議会は、必要があると認めたときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。
7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

習志野市産業振興審議会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、習志野市産業振興基本条例(平成17年条例第26号。以下「条例」という。)第6条第7項の規定に基づき、同条に定めるもののほか、習志野市産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第2条　審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（審議会の会議）

第3条　審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2　会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第4条　審議会の庶務は、商工担当課において処理する。

（審議会に関する委任）

第5条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

（補則）

第6条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。